

平成30年度

第8回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成30年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第4号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて

<出席委員> (8名)

- | | |
|------------|------------|
| 3番委員：森 紀久嗣 | 4番委員：鈴木孝一 |
| 5番委員：渡辺忠洋 | 6番委員：吉野公博 |
| 7番委員：麻生幸男 | 8番委員：矢代とみ江 |
| 9番委員：山口 豊 | 10番委員：押元康郎 |

<欠席委員> (2名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番委員：加曾利益弘 | 2番委員：磯野義夫 |
|------------|-----------|

<出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 5 分）

局長（西川）

本日、1 番加曾利委員、2 番磯野委員から欠席する連絡を
いただいておりますのでご承知おき願います。

それでは、定刻となりましたので、只今より平成 3 0 年度
第 8 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は、8 名の委員のご出席をいただいておりますので大
多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議
は成立します。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8
条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業
委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議事録署名人
を指名いたします。本日は、8 番の山口委員、9 番の矢代委
員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていた
だきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につ
いてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。それでは、農地法第 3 条の規
定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の
規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否に
ついて意見を求める。平成 3 0 年 1 1 月 5 日提出 大多喜町
農業委員会会長 押元康郎。

番号 1 9、所在・地番 横山地先、地目 田及び畑、地籍
6 筆 9,644 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多
喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 規模拡大のため。譲渡人
規模縮小のため。権利内容 売買による所有権移転。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は 2 ページに
記載のとおりです。本件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます
。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第 1 号、番号 1 9 につ
いては 7 番浅野委員に現地調査を行っていただきましたの
で、その報告をお願いします。

浅野委員（7番）

ご報告させていただきます。

この案件の場所は、資料にあるとおり、この5筆はほぼまとまっている状態です。今年も作付けから刈り取りまで行っていた水田であることから、今後も水田と利用することなので全く問題ないと思われまます。何かご質問があったらお願いします。

議長（押元会長）

ありがとうございました。7番委員 浅野委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号19についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

議案第1号番号19については、許可と言うことで決定します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

3ページをお開きください。

議案第2号につきましては、申請案件が3件ありますので、先一括で事務局で説明させていただいた後に1案件ごとに審議願います。それでは、説明させていただきます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記により農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年11月5日提出。大多喜町農業委員会会長押元康郎。

番号20、所在・地番 紙敷地先、地目 畑、地籍合計804㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 現在田にハウスを建て、キノコの菌床栽培を行っているが、従業員用の車や作業用車等を置くための駐車場や、ハウスへの進入

路、作業棟、倉庫、排水管敷設用地等として申請地を転用したい。(転用を伴う使用貸借権設定)なお、本案件につきましては、前回総会で農地法第4条の規定による許可申請と言うことで許可になっておりました。農業委員会においても許可相当で決定しておりましたが、4条を取下げしまして、今回の5条申請に至っております。この件に関しては、この後の報告事項として説明させていただきますが、申請の内容が変更になっているので、今回このような形で申請しなおしとなりました。

それでは、4ページをお開きください。

番号21、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍855㎡の内591㎡、農地種別 1種、農用地区域外 内、権利者東京都〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 天然ガス井戸の新規掘削工事を実施するため、その作業用地として使用したい。(一時転用を伴う賃借権設定)

番号22、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍1,163㎡の内954㎡、農地種別 1種、農用地区域外 内、権利者東京都〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 番号21と同じ。なお、本件につきまして農地種別1種及び農用地区域外が内となっておりますが、今回は一時転用で、通常は許可できない案件ですが、一時転用と言うことで例外的に許可が出来る案件となっております。以上です。

議長 (押元会長)

事務局の説明が終わりました。議案第2号番号20については3番委員 森委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

森委員 (3番)

それでは、議案第2号番号20について報告させていただきます。

11月1日、申請者と事務局の立会のもと調査を行ってきましたので報告します。申請地は、資料5-20の案内図のとおりとなっております。今回の申請地は、菌床栽培を行っているハウスの隣接地となっていて、そこに駐車場、倉庫、簡易トイレを設置するそうための転用申請となっております。排水計画は、添付資料のとおりです。また、今回は転用と併せて使用貸借権の設定もあることから5条申請となりました。特に問題となる点は無いと思われれます。説明は、以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。3番委員 森委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号20についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

番号20については、許可相当とすることで決定します。続いて、次の案件については、権利者が同じであることから番号21、22を9番矢代委員が現地調査を行っていただきましたので、その報告を一括してお願いします。

矢代委員（9番）

議案第2号番号21及び22について、10月29日の午前9時過ぎに権利者と事務局の立会のもと現地調査を行ってきましたので、ご報告申し上げます。

番号21、22一括で説明させていただきます。申請地は、共通の位置図どおりとなっています。天然ガスの井戸の掘削工事を行うところは雑種地となっています。今回、プラントの中を新たに掘削するための作業用地として借りるものです。実際の工期は3カ月ぐらいとのこと。事業内容は計画書のとおりです。今年、水稻を作付けしておりましたが、春の水田の時期には、元通りに復元し、工事が完了しているので、作付けは大丈夫だと思います。以上のことから、特に問題は無いと思います。よろしくご審議の程お願いします。

議長（押元会長）

ありがとうございました。9番委員 森委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号21、22についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

番号21、22については、許可相当と言うことで決定します。

続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

5ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成30年11月5日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年11月6日。

本議案の中に、番号30-68及び69に関しては、4番鈴木委員の当事者案件となるため、大多喜町農業委員会会議規則第11条に規定する議事参与の制限により、当該案件の審議の開始から終了までの間、鈴木委員には退室していただき、審議案件が終了後に入室し、席に就いていただくようになります。それでは、最初に番号30-68及び69を説明し、審議していただきますので、鈴木委員には退室をお願いします。

議長（押元会長）

鈴木委員、よろしくをお願いします。

（鈴木委員、議場を退室。）

事務局（寺井）

それでは、説明します。

10ページをお開きください。

番号30-68、所在地番 久我原地先、地目 田、地籍2筆合計3,866㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃・コシヒカリ10a当り30kg、利用権設定の期間 6年、期間が平成30年11月6日から平成36年11月5日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇

○氏。

番号30-68、所在地番 三又地先、地目 田、地籍2筆合計4,124㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 20,000円、利用権設定の期間 6年、期間が平成30年11月6日から平成36年11月5日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は15ページのとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号30-68及び69について、ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

ご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

それでは、番号30-68及び69については異議なしと認め、鈴木委員を議場へ戻るよう事務局にお願いします。

（鈴木委員、議場へ入室。）

議長（押元会長）

引き続き議案の説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、説明させていただきます。最初に、今回初めて理世権設定するものから説明させていただきます。

6ページをお開きください。

番号30-64、所在地番 筒森地先、地目 田、地籍2筆合計1,862㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 60kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年11月6日から平成40年11月5日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

13ページをお開きください。

番号30-71、所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 350 m²、利用計画は水田として利用、使用貸借権の新設定であり、利用権設定の期間 5年、期間が平成30年11月6日から平成35年11月5日まで、貸付者 大多喜町○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

次に再設定ですが、

番号30-65、所在地番 湯倉地先、地目 田、地籍 1,761 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ1等米90kgをお金でJA9月末価格にて支払、利用権設定の期間 6年、期間が平成30年11月6日から平成36年11月5日まで、借賃の支払 毎年10月30日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

その他、再設定は3件となっております。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は14ページから15ページまでのとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号30-64から67までと番号30-70及び71について、ご質問等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（押元会長）

ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

議案第3号については、全て可決となりました。

議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

16ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成30年4月9日 大多喜町農業委員会

会長 押元康郎。

番号23、所在・地番 部田地先外12筆、地目 田及び畑、地籍合計6,743㎡、登記原因・日付 相続 平成30年3月21日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

その他、3件ありますが、内容については書面のとおりになっております。

19ページをお開きください。報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。平成30年11月5日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号8、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍350㎡、貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 市原市〇〇〇〇氏、事由 筆が狭く耕作しにくいため。

20ページをお開きください。報告第3号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成30年11月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号16、所在・地番 会所地先1筆、地目 畑、地籍370㎡、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳、調査・報告地目 平成30年10月9日現地確認。照会地の現況は、雑木が何本も生え、申請者によると20年以上耕作が行われていないという話であった。抜根して耕さなければ農地としての復元は困難と判断し、山林として回答した。土地の所有者・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号17、所在・地番 小谷松地先、地目 田、地籍79㎡、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳、調査・報告地目 平成30年10月19日現地確認。照会地の現況は、筆一面メダケが繁茂し、雑木も生えていた。申請者によると、昭和45年災害時には冠水しており、耕作が行われなくなってから既に35年以上経過しているとの話であった。このため、農地としての復元は困難と判断し、山林として回答した。土地の所有者・氏名 茂原市〇〇〇〇氏。

番号18、所在・地番 黒原地先外1筆、地目 田、地籍合計878㎡、変更登記地目 山林、登記原因・日付 平成2年月日不詳、調査・報告地目 平成30年10月19日現地

確認。照会地 396 番 1 の現況は、雑木が何本も生え、木の太さなどから既に 20 年以上が経過していると見られた。

照会地 399 番も又、雑木や草が繁茂し、抜根して耕さなければ農地としての復元は困難と判断した。これらの状況から、両筆ともに、山林として回答した。土地の所有者・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

2 2 ページをお開きください。報告第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取り下げについて。下記のとおり、農地法第 4 条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。平成 30 年 11 月 5 日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 1、譲受人 大多喜町〇〇〇〇氏、許可申請取下に係る土地の所在・地番 紙敷地先、地目 田、地籍 148 m²、取下げ事由 申請内容が変更になったため。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（押元会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程 6 のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（西川局長）

事務局からは特にありません。

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後 2 時 5 2 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月5日

会 長 押 元 康 郎

署名委員 山 口 豊

署名委員 味 代 純 江